

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

法律の題名を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律とすること。

(題名関係)

第二 導入促進の対象となる業種の拡大

農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大すること。

(旧第二条第二項等関係)

第三 基本計画及び実施計画の記載事項の見直し

都道府県が策定する基本計画及び市町村が策定する実施計画の記載事項のうち、導入すべき産業の業種、産業の導入の目標、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標等を義務的記載事項とし、施設の整備、労働力の需給の調整及び就業の円滑化並びに農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を任意的記載事項とすること。

(第四条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項関係)

第四 都道府県が策定する実施計画の廃止

都道府県が策定する実施計画を廃止すること。

(旧第五条第一項及び第二項関係)

第五 主務大臣の見直し

この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とすること。

(第十五条関係)

第六 規定の整備

産業の業種を拡大することに伴う規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第五条まで関係)